

## 第1章 総則

第1条 当協会は「福島県フライングディスク協会」と称し、事務局を南会津郡下郷町大字沢田字宅地続甲25 渡部方に置く。

第2条 当協会は福島県に在住するフライングディスク競技の統一組織であり、日本フライングディスク協会（以下JFDAと略す）の下部組織としてフライングディスク競技の普及、及び振興を図り、健全で豊かな県民スポーツの発展に寄与する事を目的とする。

## 第2章 事業

第3条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、県民への普及活動
- 2、講習会の開催及び指導員の養成
- 3、フライングディスク愛好者組織の育成強化及び助成
- 4、大会及びその他の競技会の開催及び後援
- 5、JFDA 事業への援護活動
- 6、その他、当協会の目的達成に必要な事業

## 第3章 協会会員

第4条 協会会員は、第2条の目的に賛同し、会費を納入する次の者をもって当協会会員とする。

- 1、会員（当協会に登録したる個人）
- 2、登録会員（日本協会に登録したる個人）
- 3、賛助会員（当協会の事業に賛助する個人または団体）

第5条 会員にして、会費の納入を怠った者、当協会の名誉を破損した者は、会員としての資格を停止される事がある。

第6条 会員、登録会員は総会に出席する義務がある。

## 第4章 役員会

第7条 当協会の役員会は、役員をもって構成する。

第8条 役員を選任は次の通りとする。

- 1、会長は、総会にはかり決定される。
- 2、他役員は、総会の決議を経て選出する。

第9条 役員は、役員会において会務重要事項を審議決定する。

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。補欠又は増員により選任された場合の任期は前任者又は現任者の在任期間とする。

## 第 5 章 会議

第 11 条 会議は必要に応じ会長が招集する。

第 12 条 総会は、毎年 1 回以上会長が招集する。ただし、会員、登録会員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、総会を招集しなければならない。

第 13 条 役員会及び総会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。また、総会は会員、登録会員数の過半数以上の出席、もしくはその意思表示をもって成立する。

## 第 6 章 会計

第 14 条 当協会の経費は、会費、認定料、事業収入、寄付金、補助金などをもってこれに当てる。

第 15 条 当地域協会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 会員の登録料および入会金は、日本フライングディスク協会の規約に準ずるものとする。

## 附 貝 貝

1、 本会則改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、J F D A 理事会において審議され決議される

2、 この会則に定めない事については、J F D A 規約に準ずる事とする。

3、 当協会の設立時の役員は、次のとおりとする。

会 長	永林 忠
事務局長兼会計	渡部 貴人
理 事	佐藤 喜也
監 事	吾妻 儀雅

4、 当協会設立時の役員の任期は、第 4 章第 1 0 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 4 年度第 1 回目の会議までとする。

5、 本会則は、当協会の設立日から施行する。

